

平成 31 年 3 月 20 日

公益財団法人全日本柔道連盟
指導者資格登録についてのお知らせとお願い

2018 年度に未登録や未更新であった指導者資格は 2019 年度に自動的に登録できませんので、「再有効化」の手続きが必要になります。

1. 指導者資格の登録時に自動的に承認または却下されます。

(1) 自動的に承認される場合

指導者資格が有効期間内で、2018 年度に指導者資格登録を行った方、2018 年新規認定者は、指導者資格登録の申請時に自動的に承認されます。

(2) 自動的に却下となる場合

指導者資格未更新のまま有効期間が過ぎている方や、2018 年度の指導者資格登録未完了の方は、指導者資格登録の申請があっても自動的に却下されます。

登録会員で「指導者資格登録ができない」との問い合わせがある場合は、このパターンが考えられます。登録オンラインシステムに指導者資格担当者 ID でログイン後、「公認指導者資格登録保持者一覧」を確認し、名前がない場合は、「再有効化申請」を行ってください。

* 「指導者資格登録保持者一覧」の確認方法につきましては別紙ご確認下さい。

2. 「再有効化申請」について

2018 年 12 月の制度改定により、指導者資格登録申請が自動的に却下されてしまう方については、「再有効の手続き」により指導者資格登録が可能になりました。

添付のエクセルファイル「指導者資格登録の再有効化申請（届出書）」に必要事項をご記入いただき、メール（エクセルファイル）でお送り願います。

【ご注意ください】

指導者資格の有効期間については、未登録期間の有無に関わらず、本来の有効期間 4 年間となります。（例えば 3 年間未登録の場合も 4 年目の年度末に有効期間が終わります）

以上

問い合わせ先

公益財団法人全日本柔道連盟 総務部普及振興課

TEL : 03-3818-4199 E-Mail : shidou@judo.or.jp